

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	江の木公園喫煙	1歳になる子供の母です。最近江の木公園を毎日利用していますが、同じ場所で喫煙をしに人が集まります。子供が近くで遊ぶ遊具があるのに当たり前のように喫煙をする場所と人に疑問がわきました。江坂公園は喫煙所が離れてあるので心配いりませんが、江の木公園はボランティアの方が頻りにタバコの吸い殻も拾ってくれたりアルコール缶も置きっぱなしとマナーが酷くかじります。抑制対策などはお願いできませんか？遊具の破損などすぐに使用禁止になりますがそれも夜中に使用した大人達がしているのでは？と思ってしまう。	市内の公園につきましては、健康増進法でも公園は禁煙の対象外となっていることから、禁煙とはしておりません。ただし、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮し、受動喫煙を防止する必要があることから、これまでも、周囲に人がいる場所や時間帯での喫煙をしないよう、啓発看板設置等を行っております。喫煙に関しては、利用者のマナーによるところが大きく、対応しきれないところもありますが、江の木公園に関しましても状況を確認し、啓発看板の設置を行ってまいります。	公園みどり室	R3.10.25	R3.11.2
2	続・片山2丁目の市道(片山町21号線)での水道工事での要望	水道工事での予告立て看板に連絡先の表示ならびに道路掘削後の舗装が沈下がないように…などの業者指導のお願い。 1)現在、大和大学の北西～西側で水道工事をされていますが、工事予告看板には施工会社名のみ表示であり、連絡先の電話番号の追記をお願いします。併せて発注者(水道部)と連絡先の電話番号も必要と思います。 ・道路工事での標示看板の設置基準について、吹田市のルールは有りますか？。工事予定区間内での引越し・家屋の改築工事・大型家具の搬入などで駐車が必要な場合で連絡することが有る事が考えられます。 ・吹田市水道部の工事で今迄も、立て看板に施工会社の連絡先の電話番号や発注者の表記が有りません。今後の工事では、業者への指導をお願いします。 2)今回の水道工事で、掘削後の仮舗装ケ所の沈下がみられ、元々の舗装面と段差が生じています。 ・現在は仮舗装であり、本舗装工事の際には段差が無い様をお願いします。 ⇒数年前の水道工事と思われるケ所の舗装工事後が、沈下して段差が有ります。このような事が無い様をお願いします。 ※現在、出口町の工事箇所 3)今回、新たに“仕切弁”を設置されていますが、道路面よりも浮き上がりが見られます。	1) 工事に際し設置する看板は、用途において様々あります。上記看板の設置基準について、吹田市のルールはありません。発注部署単位での対応を行っています。水道部で発注する工事では、施工業者及び連絡先を表示したものを工事区間の起終点に設置するものとしております。今回ご意見をいただきました看板は、工事予告看板といわれるもので、工事沿線において工事種別・期間を示すことによりまして、当該地での工事予定を案内するものです。当部では、この看板の表示に電話番号を表示することは求めておりませんので、お手数ですがお問い合わせいただく毎の返答になると思われませんが、御理解の程よろしくお願いたします。 2) 本舗装の際、段差に注意いたします。添付画像一6の既存舗装の段差については、道路管理者へ報告しました。 3) 現場を確認しました。しばらく路面状況を観察して対応の方を判断したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。	工務室	R3.10.28	R3.11.4
3	風邪でお医者様の診療拒否の件	本日から喉だけかイガイガするのでお医者さんに見てほしいと事前にお電話したら、みんな診療拒否でした。吹田市の医療機関は一体どうなっているのですか？正直ビックリしています。仕方なく大阪府救急センターに電話し、何件かあたり大阪市内でようやく見つけました。吹田市の医療機関はこれは大きな問題だと思います。診療拒否は、公開してください。	相談者に対し、医療機関が正当な理由もなく診察を拒否することは、医師法に定められた応召義務違反となる旨を説明しました。 該当診療所から、時間をずらしての来院依頼や、診療可能な他の診療所を紹介されたりはしなかったか。また、保健所から診療所に対し状況確認を行いたいのので、どこの医療機関にどのような対応をされたのかを尋ねるも、「覚えていない。のどは治ったし、この件についてはもういいです」との事でした。 もし状況等を思い出せば、保健所に連絡をいただきたい旨依頼いたしました。	保健医療室	R3.10.29	R3.11.4

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	選挙時の市民および投票者の安全の確保のお願い	<p>選挙時の立候補者の掲示場や投票所の不安全状況について、今まで気付いた時に選挙管理委員会に連絡をしておりますが、改善がされない状況なので、投稿します。</p> <p>1) 掲示場が、画像-1のように、センターラインが無い車道幅員6mの路肩に設置されていますが、歩道が無く交通量も幹線道路の裏道でもあり、比較的多いです。制限速度が20Kmですが、守っている車は皆無です。通行人は、JR研修センターと老人ホーム側でも有り、皆無に等しいです。掲示場へは、向かい側の歩道からは、歩車道境界の植樹帯を越えて車道を渡る必要が有ります。選挙管理委員会の感性に疑問が…。道路向かいの大和大学の柵に取付の交渉をされて、速やかに移設されてはどうか？</p> <p>2) 掲示場の支柱の取付の鉄線の端末処理方法が悪くて、歩行者側に突き出しており、危険です。2か所の右・左のように、作業員の方で鉄線の端末の処理方法が異なり、安全意識に差が。</p> <p>3) 園児や幼児は柵側を歩きます。画像の右中のように下肢に障がいがある方は、柵を伝って歩かれます。狭い道路で車が通ると歩行者は柵側に寄ります。学童は、道路端を歩く習性があるので、掲示場の設置時には、針金の端末処理が不十分だと怪我の恐れが有ります。</p> <p>4) 掲示板を設置する時に、施設の元々の案内表示(自転車置き場はこちら)を覆い隠しています。⇒もう20Cm右側に寄せれば良いものを…</p> <p>【お願い】掲示場の設置の発注時には、施工業者に作業時の留意点の指示が必要。業者への指示内容は、文書に“安全”の文字を記載だけでは無く、安全に対する双方の意識の齟齬を防ぐためにも、図示など具体的な方法を要望します。</p> <p>5) 吹田市の掲示板には、東京(画像下)のように「投票日・投票時間・期日前投票」の文字が有りません。新しく、有権者になられた市民がおられる事から、投票率の向上を考えると投票に最低限の必要情報は、記載の必要が有ると考えます。選挙管理委員会の責務か…。</p> <p>6) 投票所には、高齢者も多く来られます。選挙管理委員会の方は、ご自分の両親や祖父母をイメージされて安全対策を、お願いします。投票所に入るまでに階段が2段あり、2段目の奥行きは、1段目よりも狭いです。加えて前面に引き戸が。また2段目には、グリーンマットが敷いて有りますが、マットが固定されていないければ、もし足の置き方が悪くてずれた時に、高齢者の方が転倒・骨折という最悪の場面が予想。「高齢者ご夫婦の会話」・奥様「お父さん、ちょっと怖いわ〜」。ご主人「右側の柵に手を掛けて上がったら…」⇒杖を左手に持ち替えて上がられました。※右側の引き戸を仮外しされたらどうでしょうか？</p> <p>【お願い】吹田市には、多くの掲示場や投票所が有ります。一度、全ての掲示場・投票所の安全確認をされませんか？</p> <p>※写真は公表していません。</p>	<p>このたびは、ポスター掲示場の記載及び適切な設置、投票所における安全確保につきまして、詳細に御指示、御提案いただき誠にありがとうございます。</p> <p>〇〇様の御意見を局内で共有し、次回以降の選挙の改善に活かしていきたいと思っております。</p>	選挙管理委員会事務局	R3.10.25	R3.11.5

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
5	カーブミラー設置について	はじめまして。吹田市に住んでる主婦です。 山手町4丁目の名神高速の高架下のカーブミラーの設置についてです。 今の住宅に住んだ頃からかなり不便に感じていましたが、今年の夏頃についてに他の住民の方が人身事故を起こす直前になるところを目の当たりにしました。 先日吹田市の道路室に問い合わせをしたら何回もその依頼の連絡はあるが法律で設置はできないって何回もゆってる、いるなら自分たちでつけば管理はしてもいいけどと中年男性らしい声で鼻で笑われ話もまともに聞いてもらえませんでした。かなり不快に感じました。 そのあと他の課に連絡したんです。安全関係の、、 そこでの電話対応は謝罪もして頂いて、話も聞いてもらえて良かったんですが最終的に検討しますで終わられました。本当に検討してるんでしょうか？こんなとこにいる？ってゆうようなカーブミラーとかもあります、、 検討しますや、危険ですよねなどの傾聴だけでは納得がいきません。必要とする人数が少ないやら交通量がと言われましたがあそこは学生も多くファミリーも多いですし、たまに小学生も通っています。人身事故も小学生と車がぶつかりかけたところを見ました。坂も急ですし、私自身昨日、上から降りてくる車、間に停めていた車、下から上がる車があの細道で立ち往生した状態でした。 ミラーがない中バックするのも危険ですし、結局他の住人の方がたまたま出てきて誘導してくれてことなきを得ました。 高い住民税を払っています。 多数同じ問い合わせがあるとゆうことは私だけではないようですし、検討しますや、話を聞いてそこでとやあえす終わらせるではなく、行動に移してください、、 HPに検討事項を載せるなりTwitterでコメントするなり目の届くところで結果を開示して欲しいです。でないと行動に出てるのかすらわかりません。 市民の安全をとか子育てしやすいとか言ってるわりにおざなりにされているように感じています。 コロナや他のことで忙しいかも知れませんが市民の意見も大事ではないでしょうか？	要望場所につきまして現地調査を行い、吹田市道路反射鏡設置基準に照らし合わせ検討しましたが要望場所は車両の通り抜けができず、利用者も限定されるため設置はできません。	道路室	R3.11.2	R3.11.8
6	歩道に亀裂	現在千里丘北で新築工事が進んでいるシニア向けマンション〇〇と千里丘稲荷神社の間にある歩道の中で歩道に気になる亀裂が発生しています。〇〇工事が始まり地面の掘削が進んだ段階で発生しました。少なくとも数週間前までは無かった亀裂で、少し気になります。この小道は千里丘中学、吹田東高校の通学路になっており、昨今リニアなど土木工事の関連で崩落事故も発生しており、是非吹田市土木担当のプロに点検確認をして頂きたいと要望します。致命的では無い様に思いますが何かあっては遅いので報告要望した次第です。宜しく適切な対応をお願いします。	当該箇所につきましては、令和3年11月8日に現地調査を行い、歩道中央部にかけて舗装クラックが発生していることを確認しました。現在当該道路の隣接地においては、民間の開発工事が施工されていることから、当該工事に起因するものである可能性が高いと考えられるため、本市担当部署を通して施工業者に適切に対応するよう指導してまいります。 (補足:適切な時期に排水施設を含めた補修工事を実施するよう今後指導いたします。)	道路室	R3.11.1	R3.11.10
7	南千里駅の駅前広場での喫煙について	10月27日18時頃、南千里駅の駅前広場のエレベーター前で座って喫煙してるカップルの男がいました。迷惑なので市職員の巡回の上、注意をお願いします。	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な指導員活動が実施できておりませんが、御指摘の南千里駅の駅前広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R3.10.29	R3.11.12

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	せんちゆう芝生Night Theaterの広報について	<p>市報すいた令和3年11月号を拝見しました。 以下のホームページに記載されている「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」が市報に掲載されていないのは何故でしょうか。(現在は公開終了) 市報には挿絵も入っており、文字数制限に影響がでないと思われませす。 ホームページには詳細が載っておりますが、市報で興味を抱かなければ、ホームページまで辿り着けません。 多様性を謳っていること、「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」があることは市民にとって有益な情報であると考えます。前回の意見がそもそも引き継がれていたのか、なぜ掲載されなかったのか経緯の説明と今後の対策を教えてください。 これまで何度か開催されているようですが、市報へ掲載されているかどうか見落としていたようで、ご指摘が遅くなりました。 てっきり、次回以降反映いただけると信じていたのですが、もし以前のやりとり以降に「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」が掲載されなかったのであれば、その経緯も教えてください。</p>	<p>市報すいた11月号掲載の「せんちゆう芝生Night Theater」の記事における「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」表記に関しまして、ご要望をいただいていたにもかかわらず掲載が漏れてしまい、大変申し訳ございませんでした。 本件につきましては、令和元年度(2019年度)にご要望いただいたところですが、本イベントが新型コロナウイルスの影響で開催できず、市報での広報を長期間実施していなかった間、複数の担当者が異動になり、引継ぎができていなかったことが原因と考えております。 今回の記事が以前ご要望をいただいて以降最初の記事となりますが、この度の件を踏まえ、マニュアルを作成し改めて周知徹底したところであり、今後このようなことがないように努めてまいります。 今後とも吹田市行政へのご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	計画調整室	R3.11.2	R3.11.12
9	公園でのマナー	<p>竹見公園でゲートボールをしているのですが、子どもが遊ぼうとしたり、横切ると怒鳴られます。広場を全て使っていて、子どもも遊びたいのに、自分達の場所のように使っています。みんなの公園なのに、マナーがなってないと思います。厳重に注意していただきたいです。</p>	<p>公園は、お互いに譲り合って使っていただくものであるため、広場の全てを使って、他の利用者を排除するような使い方であれば、注意するようにいたします。</p>	公園みどり室	R3.11.2	R3.11.16
10	市報について	<p>11月の市報を見て、以前から何度も改善を求めていましたが、ようやくお願いしていた吹田らしさが出てきたと感じました。ただ、写真ごとの下側に地名や名称を記載した方が分かりやすかつと思います。あと一つ疑問なのは、夏もありましたがどうして子供のアップが必要なのでしょう？公募はされたのでしょうか？先月も現地でもお願いしたと回答されましたがなぜ市報で市民から募集されないのですか？本当に現地で声を掛けたのたら以前からも出来たはずで。既得権益を手放すのは嫌ですか？あなた方は黒子として一歩下がり、市民に機会を与えるべきです。市報は市民に対して市政や取り組みを伝える場です。あなた方の価値観を押しつける場ではありません、再考改善を求めます。他市でも使える市報ではなく吹田らしい市報を求めます。</p>	<p>市報11月号の表紙につきましては、すいかレ2022をテーマに、優秀賞、入選の写真と並べ選んでいる様子をイメージして作成いたしました。 すいかレは市内で撮影した写真を募集し、応募作品の中から写真を選びカレンダーの作成を行っている企画であり、ご意見いただきました子供のアップの写真につきましても、募集し選ばれた優秀賞作品の一つです。 市民への機会の提供につきましては、市報の表紙は特集や季節などテーマを決めて作成しており、市報の内容などに応じて決定しているため、作成、募集期間を考慮し、写真や人物を公募することは考えておりません。 ただし、施設やイベントなどをテーマとして撮影する際には、できる限りお越しいただいている方をお願いをし、市民の方にご参加いただけるよう撮影を行っています。 いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R3.11.4	R3.11.18

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	保育園関連書類の申請様式について	<p>保育園新規申請、および継続利用申請書類を電子データで提出可(手書きも選択可)にして頂けるとありがたいです。</p> <p>保育園を利用する乳幼児が2人おり、ここ数年毎年類似した書式を手書きで作成、送付しています。</p> <p>手書きの場合、作成にかなりの時間がかかりますが、記載内容は毎年あまり変わらないので、excelなどの電子データであればかなりの時間削減になると思います。</p> <p>また、(こちらの想像ですが)市役所側での判読、入力、点数化作業なども省力化できるのではないのでしょうか。</p> <p>電子データでの提出が導入されない理由がありましたら、教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。</p>	<p>申請書類等については、できる限り保護者様のご負担にならないような配慮に努めているところであり、勤務(内定)証明書や就労状況確認書などは吹田市のホームページ上で直接入力できる様式(Excel版)を公開しております。</p> <p>一方で、ご質問いただいた保育所等の利用申込書や現況届については、押印を不要としましたが同意欄などそれに代わる本人自署を必要としており、自筆で記入していただくことをお願いしております。</p> <p>今後、国の自治体DX推進計画に基づき、申請書類の全自治体の標準化や手続きの電子化などが進むため、申請様式の大幅な変更が想定されます。いただいたご意見も参考にさせていただき、今後も手続きの簡素化が進むように努めてまいりたいと思います。</p>	保育幼稚園室	R3.11.15	R3.11.22
12	後藤市長はコロナで困っている人への対策を行わないのはなぜか?	<p>他の自治体はコロナで困っている事業者や市民に独自の支援を行ったり市民の事を考えているのに対し、吹田市の後藤市長は国の政策をそのまま行っているだけで吹田市特有の支援を何も行っていないのはなぜでしょうか?</p> <p>天下りを復活させたり市長自身の退職金を吹田市より大きななどの自治体の市長よりも多額に設定し後藤市長は自分の利権しか考えていないようにしか見えません。</p> <p>そのところを詳しく説明してください。</p>	<p>本市における新型コロナウイルス感染症に対する支援策につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として取りまとめ、市民生活や事業活動等を支援するための取組を実施してきたところです。</p> <p>令和2年度に実施した41の取組で申し上げますと、小学校給食費の無償化、ひとり親世帯や新生児のいる世帯に対する給付金の支給、小規模事業者応援金の支給、プレミアム付商品券の販売など、半数程度は本市独自の取組となっております。</p> <p>今後も引き続き、感染状況を見極めながら、必要な支援策について検討してまいります。</p>	企画財政室	R3.11.15	R3.11.24
13	学校のプリント配布について	<p>小中学校のプリント配布について、下記のURLはwebニュースの記事です。この記事を読み、今までプリントでお知らせしていたことや、欠席連絡、健康カードなどをアプリ化することで連絡漏れがなくなったり連絡帳を近隣の子に持って行ってもらうお願いをする手間などがなくなるなどメリットが多いなと感じました。</p> <p>吹田市の小中学校でもプリント配布を減らし連絡方法をアプリに変えて行ってほしいなと思います。ご検討いただけると幸いです。</p> <p>https://www.buzzfeed.com/jp/akikokobayashi/no-print</p>	<p>この度、11月18日付でいただきましたメールの件につきまして、貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、当室のほか、必要に応じて学校や関係部署などとも共有の上、教育行政や学校教育の参考とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>	学校教育室	R3.11.18	R3.11.24

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	新佐竹台住宅内道路のバリアードについて	<p>吹田市新佐竹台住宅の住民です。住宅内道路上に置かれてる「自転車走行(乗り入れ)禁止バリアード」について。</p> <p>10月1日、住宅政策室から「住宅内道路に市が設置してるバリアードを移動させる人あり、それが住民なら、住宅の明け渡し請求法的措置の対象となる」という文書が全戸に配布されました。住宅内道路の自転車走行禁止の注意喚起は理解しています。住宅政策室は横長で台形型のバリアードを「現地確認のうえ」設置してるとの事。通行方向に、対面する向きで複数設置、まるで通せんぼをするように道路中央辺りに設置されてる物も有り。佐竹台2丁目スクランブル交差点から住宅敷地内へ入りすぐの所に太陽光パネルの電柱があるが、そこには既に「自転車バイク原付通行禁止」の看板があります。にもかかわらず、その真下に同じ文言のバリアードを、住宅政策室はこれも対面向きに設置。なぜ同じ位置に同じ看板を2つも設置する必要があるのでしょうか？この箇所は両脇の植え込みにより他よりも道路幅が狭いです。このバリアードにつまずき、怪我された方を私は複数人見ているのです。そのうち一人は線内障を患ってる高齢者でした。長く伸びたバリアードの底辺につまずき、転んで怪我をされたのです。線内障に限らず、高齢者は一般的に視野が狭く、視力も減退します。小さなつまづきでもすぐ骨折しやすく、それは「寝たきり」に直結します。新佐竹台住宅には視覚障害者や、車椅子生活者も複数入居し、周辺住民の方々も毎日この道路を使用してらっしゃいます。10月1日の文書配布以前ですが、危険を感じた私はこのバリアードを脇に移動させ、向きも道路と平行に置きました。それでもバリアードの「自転車走行禁止」文字は十分に読めます。バリアードを移動させた他の方々もきっと同じく「この位置は歩行者にとって危険や」と感じて移動させたのだと思いますよ。ちなみに南千里駅下の道路にも同じバリアードが何個も設置されていますが、それらは道路脇に平行向きに設置されており、歩行者の通行を妨げず、かつ注意喚起ができています。「怪我人が発生するバリアードを危険回避のため移動させた事」が、住宅政策室が配布した文書にある公営住宅法第32条に該当し、明け渡し請求法的措置の対象になるのか？私は弁護士3人に見解を求めました。全員が「当たらない」との回答でした。当然です。さらに弁護士は現場写真を見て、バリアードが複数個、道路中央の点字ブロック(視覚障害者誘導用ブロック)に接している、または点字ブロックの上にバリアードが置かれている点を指摘。これを問題視されています。次に国土交通省にも連絡しました。国土交通省は「バリアード設置位置は市が決定したというが、何かしらの設置ルールが存在するはずで、無法にどこでも置いていいというものではない。怪我人が出るとは設置位置に問題は無いのか？また車椅子使用者や視覚障害者も入居している市営住宅において、バリアードが点字ブロックを阻害するような位置に隣接・近接したり、点字ブロックの上に設置されるのは問題です。住民の中に市から委託された管理人がいるとの事だが、管理人に何のルールも伝えず委託してるのか？市にルール開示を求めて下さい」との事でした。よって上記より、新佐竹台住宅内の自転車走行禁止バリアード設置ルールについて、詳細に開示を求めます。私は国土交通省の勧めにより、10月1日以降毎日バリアードの位置を動画と写真に撮って記録に残し続けています。現状報告ですが、バリアード位置は毎日のように点字ブロックに近接、点字ブロック上に設置されてる日も有り。管理人がルールを守って設置するようには、とても見えません。住宅政策室が注意喚起のために設置したバリアードが、市民に怪我させる、また点字ブロックも阻害するとは？どういう事ですか？その怪我は誰が責任を取るんですか？この回答も求めます。なお、回答内容が不十分な場合、改めて質問します。</p>	<p>当該通路は、市営住宅の建設に先立ち、市が地域の利便性やまちづくりに貢献することを目的に計画に取り入れたものですが、市営住宅の完成後、通路を乗車したままの自転車が走行し、入居者等との接触の危険があったため、市営住宅の管理者である吹田市住宅政策室がバリアードを設置したものです。</p> <p>バリアードの設置にあたっては、障がい者、高齢者、児童など全ての市民が安全に通行できるよう、現地の状況を確認しております。</p> <p>また、点字ブロックとの関係についても、当然ながら一定の距離を保った位置に設置しており、また、注意喚起を目的としていることから、通路を往来する市民から見えやすい方向に表示面を合わせるという配置をしています。</p> <p>なお、市営住宅管理者が必要に応じて設置した施設や掲示、バリアードの設置場所などを許可なく無断で変更する行為は、適正管理を脅かすものと判断しています。</p>	住宅政策室	R3.11.12	R3.11.25
15	吹田市報の後藤市長コラムについて	<p>吹田市報に毎月市長のコラムが掲載されますが、あれは必要でしょうか。後藤市長宛てに市民の声を書いても回答は無く、ツイッターやInstagramでは市民をブロックしたりミュートしたり意見を聞かない。市民の声に他の方も書きこまれています。市役所の方ですから市長はSNSを止めてはどうでしょうか。一方通行なよくわからないコラムより市民の声から質問に答える形式にして市長のお悩み相談室にでも変えてはどうですか？</p>	<p>市長コラムのこもれば通りは、市長が取り組もうとしていることや、暮らしの身近なテーマについての考えや思いをわかりやすくお伝えするために掲載しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に今後の紙面づくりに努めてまいります。</p>	広報課	R3.11.17	R3.11.26

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	せんちゆう芝生 Night Theater の広報について(追記)	<p>(No.8の続き)</p> <p>公文書として回答を出されたこと、組織としてきちんと対応いただけたと のことで、ありがたく思います。</p> <p>内容を拝見すると、今回の記事掲載において議論が全く行われていな かったと受け止めました。</p> <p>次回以降については対応を徹底することですが、今回については 今から広報を行わないのでしょうか。</p> <p>以下、どちらかの対応をお願いします。</p> <p>1、FacebookやLINE等で再度周知を図る</p> <p>2、市民の声に、今回の対応を公表する</p> <p>当該イベントは既に定員に達していると承知しておりますが、イベント はまだ実施されておられません。</p> <p>まだ終わっていない話です。早急にご対応をお願いします。</p>	<p>Facebook やLINE 等のSNS での再周知につきましては、ご要望いただ いた翌日の令和3年(2021年)11月3日には本イベントの受付が終了し たため、多くの方々へ混乱を招く可能性を考慮し、関係課と協議した結 果、実施しない判断をいたしました。</p> <p>また、本イベントは人数制限を設けているため、広報は市報及びホー ムページのみに留めており、ホームページには「日本語吹替&バリアフ リー用日本語字幕」を記載して おりましたため、令和3年(2021年)11月12日付で再発防止に向けて 取り組む旨、回答させていただきました。</p> <p>本件につきましては、市民の声へ公開させていただきます。</p> <p>今後とも吹田市行政へのご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	計画調整室	R3.11.15	R3.11.30